



MNPガイドラインの改正について

令和2年11月12日
事 務 局

MNPガイドラインの改正について

1. パブリックコメントの実施

令和2年11月3日(火)～同年12月8日(火)までの間、パブリックコメントを実施。

2. MNPガイドライン改正の主な内容

✓ 利用者負担料金等

- ・利用者負担料金の額について、ウェブ(ガイドライン上は「インターネット等」と表記)は無料、店頭・電話は1,000円以下の額に消費税を加えた額とすること。
- ・MVNOがMNP取扱件数に応じてMNO等に支払う料金は、利用者負担料金の額と同額以下とすること。

✓ ウェブにおける利用環境改善

- ・ウェブにおける手続画面をウェブサイトの階層の浅い場所に設置するなど、アクセスの容易化に努めること。
- ・ウェブにおける利用手続及び画面表示は、分かりやすく簡便なものとなるよう努めること。
- ・ウェブにおけるMNPの受付時間は、原則として終日対応とすること。

✓ 引き止め行為の禁止

- ・移転元事業者は、MNP利用の明確な意思表示をした利用者に対する一切の引き止め行為を行わないこと。
- ・移転元事業者は、「明確な意思表示をしたと判断できる手続」と「それ以外の手続」を区分し、利用者が容易にこれを判別し選択できるよう対応手順を定める場合、「それ以外の手続」を選択した利用者に対しては、同意を得た上で、自社の料金プランの紹介、一定範囲での利益の提供を行うことができること。(フローチャートをガイドラインの別紙とすること)

✓ MNP予約番号関連

- ・移転元事業者は、MNP予約番号の取得までの所要時間について、不必要に長時間を要すると利用者に認識させることがないよう、表示方法等を工夫すること。
- ・移転先事業者は、転入時に求められるMNP予約番号の有効期間の長さについて、当該期間が合理的なものであると利用者が理解できるよう、表示方法等を工夫すること。

✓ その他

- ・令和3年4月1日から適用(施行)すること。ただし、同日前であっても改正事項の対応を行うことを妨げないこと。
- ・MVNOに対し、総務省の確認を要件として、ウェブの終日対応等の例外を認めること。